

令和 7 年 10 月 3 日
木津川下流河川保全利用委員会
資料3

令和 7 年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

32. 草内木津川運動公園（京田辺市）	1
42. キャンプ場（笠置町）	14

32. 草内木津川運動公園 (京田辺市)

記入者：京田辺市 建設部 公園緑地課

ランク : A

番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～ 13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-----------------------------

1. 施設の概要

(占用著作成)

位置図	 ※平面図は5. を参照	現況写真	 令和7年8月20日撮影 (写真撮影者：京田辺市公園緑地課)
現在の利用形態	・軟式野球場 1面	都市計画の有無	無し
占用面積	23,860.40 m ²	付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式便所 1基 ・バッケネット 1基 ・シェルター 2基 ・器具庫 1基 ・ベンチ 等
許可の経緯	<当初許可> S53.06.26 <許可期限> R9.03.31	利用者数	令和2年度 14,079人 令和3年度 17,056人 令和4年度 28,810人 令和5年度 38,854人 令和6年度 27,085人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用地の下流側には国道307号（山城大橋）が整備されている。 ・占用地の下流約3kmには、田辺木津川運動公園、木津川つつみ緑地などが位置している。 ・堤内地は工業地域となっており、市立中部住民センターや約500世帯が暮らすマンション他10mを超す中高層マンション、工場や配送センター等が立地している。 ・左岸側堤防には府道京都八幡木津自転車道（サイクリングロード）、右岸側堤防には国道24号等の幹線道路が整備されている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年6月1日告示37号で京田辺市都市公園として告示、供用。 ・京田辺市都市計画マスタープラン（令和4年4月改訂版）では、「自然環境を活かした環境学習やスポーツ・レクリエーションをめざす。」と位置づけている。 ・京田辺市緑の基本計画（令和7年3月改訂版）では、「スポーツ活動のほか、多目的運動広場を緑化に配慮して整備することで、自然学習等にも使用できる。」と位置づけている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園は、本市の人口の著しい増加による運動施設の不足の解消と、住民の健全なる精神を育成することを目的とし昭和53年6月26日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。 ・近年における占用地の冠水実績は、平成21年10月（台風18号）、平成23年9月（台風12号）、平成24年9月（台風17号）、平成25年9月（台風18号）、平成26年8月（台風11号）、平成29年10月（台風21号）、令和元年10月（台風19号）により被災し冠水した。 		

ランク : A

番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～ 13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-----------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p>【現況占用の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 京田辺市内の 3 公園に野球場 5 面（内ソフトボール場 2 面）がある。 野球チーム 11 団体（スポーツ少年団含む）、ソフトボールチーム 5 团体等が、（特非）京田辺市スポーツ協会に在籍している。 既に整備されている堤内地のグラウンド施設のみでは需要を満足することは不可能であり、引き続き現状施設の維持並びに整備が必要と考えられる。 整備面積の現状：3.04ha（公園の整備目標：10 m²/人、現状：6.3 m²/人 R7.4.1 現在） 多目的広場や自由広場として緑化に配慮した整備を行うことで、自然学習などにも使用でき、サッカーなどの運動利用の声にも応える場ができる。 今後本市の財政状況を勘案しながら、多目的広場、野草広場等木津川の保全と環境を図り、市民と自然の触れあいの場として引き続き整備について検討を進める必要がある。
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 京田辺市市民部が（特非）京田辺市スポーツ協会に指定管理者として委託し、貸出業務や日常管理を行っている。 京田辺市都市公園条例、同施行規則、同社会体育施設管理規則を定め、適正な管理を実施している。 <p>【管理内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者に対しては、公園の損傷、汚損、竹木の伐採、植物の採取、土地の形質変更、鳥獣類の捕獲、殺傷等の行為を禁止し、罰則規定を定め適正な利用に努めている。 京田辺市社会体育施設管理規則により、使用後は整備および清掃・原状回復、ゴミなどの各自持ち帰り等の遵守事項を定め、チェックリストへの記入と提出を義務付けている。 毎日巡視を行い、早期に異常を発見し、適切な管理に努めている。 施設の維持管理については、年 2 回の除草（芝刈り）、週 1 回～2 回の清掃・月 1 回の施設点検を実施。また、利用団体には、使用完了後清掃を依頼している。 天気予報や水資源開発機構高山ダムの放流情報を基に、洪水が予想される場合は、移動式便所等の付帯施設を堤内地等に移動させる。また、河川増水時の事故を未然に防止するため、既設置看板により注意を促すとともに、園内においての看板設置も検討している。 出水期の前に、河川の増水を想定した撤去訓練を年 1 回実施している。 <p>【駐車場の管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園駐車場の利用者については、同条例等で指定された場所以外への車両乗り入れ、また、駐車を禁止し、罰則規定を定めた適正な利用をするよう指導に努めている。 河川増水時に、車両等が公園区域内に存置されることのないように、適切な管理に努めている。 公園施設の出入口部分は施錠し管理体制を強化すると共に、施設利用の際には利用者から責任者を定め、公園施設の適正な利用及び公園使用完了時に報告書の提出を求め、異常が確認されれば速やかに対応を行っている。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 野球場として、市内のスポーツ少年団野球チームを中心に練習・南山城地域の大会等に広く利用されている。 <ul style="list-style-type: none"> 少年野球に関する大会 年間約 30 日使用 一般野球に関する大会 年間約 15 日使用 例年開催されていた全国規模である京都木津川マラソン大会については、令和 5 年 2 月に開催された第 40 回大会が最終となった。

ランク : A

番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～ 13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-----------------------------

前回審議の意見	前回審議の意見	前回審議意見の対応
前回審議の意見	・残すべき絶滅危惧種と駆除すべき特定外来生物が並んでいるのは良くない。セイバンモロコシも木津川での拡大が問題となっている。	・環境学習会として、施設利用者による外来植物（セイタカアワダチソウ、セイバンモロコシ）の駆除体験を検討している。
前回審議意見の対応	・資料やチェックリストの表現が適切ではないため、前回の審議や取り組みを踏まえた修正を行い、来年度に再度審議をしていただきたい。	
環境保全に向けて申請者の取り組み	・自然環境保全団体である、やましろ里山の会に呼びかけて、市民文化祭等において、木津川の自然や保全の大切さ等写真パネルなどを使って展示・広報頑っている。 ・近年、(特非)京田辺市スポーツ協会の協力を得て、スポーツ少年団等に呼びかけ、田辺・草内両公園の河川の美化活動を年2回実施している。 ・大会等における駐車場の利用については、交通整理員を立てる等して、車の乗り合わせを徹底するよう努力頑っている。 ・施設利用者に、河川レンジャー等河川情報誌の提供をしている。	
その他		

番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～ 13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-----------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の前面水域は濁筋の外湾部に位置し、河岸まで水域が迫っている。 前面はカゴ系の護岸の上部にヤナギなどの植生が回復している。 高水敷には茶畠が広く営まれており、そのほかには竹林が広く見られる。 対岸の砂州は裸地、水際のツルヨシ群落、ヤナギ群落などが見られるが、外来種であるセイタカアワダチソウ群落が支配的である。砂州の規模も大きく、人が入り込まない自然な環境が維持されている。一部にオギ群落もみられる。 オオヨシキリなどヨシ類の群落に依存する種がみられる。 背後地は国道307号沿いと堤防沿いに工場や事業所があるほかは、農地が支配的な環境である。 					
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の高水敷は茶畠として利用されるなど比較的人為的影響の大きい環境となっている。占用地側の水際は河岸斜面に植生があるが面積も小さい。一方、対岸の砂州は面積も大きく多様な環境が維持されているため、周辺では重要な生物生息地となっていると考えられる。 また、注目すべき種も確認されている。 					
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 水際までの距離：約30m 低水護岸はカゴ系の護岸に覆土されており、水際周辺まで植生が回復し、ヤナギなど低木も見られる。 河岸は水衝部であり、水深が深くなっている。 					
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 約5～6m 					
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 占用地のある左岸は利用があり、河川や対岸の砂州部に対する影響が懸念されるため、生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 特にオオヨシキリ、セッカなどの繁殖期である春～夏にかけては立入らないような配慮（啓発看板の設置など）が必要である。 占用地の上流部には、自然の攪乱の影響による自然度の高い環境が存在する可能性がある。 水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることからの安全性確保と、河川内を利用する生物への影響を緩和するため、水際にはバッファーゾーンとなる植生帯を設置することが望まれる。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により占用範囲を明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。 					

ランク : A

番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～ 13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-----------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

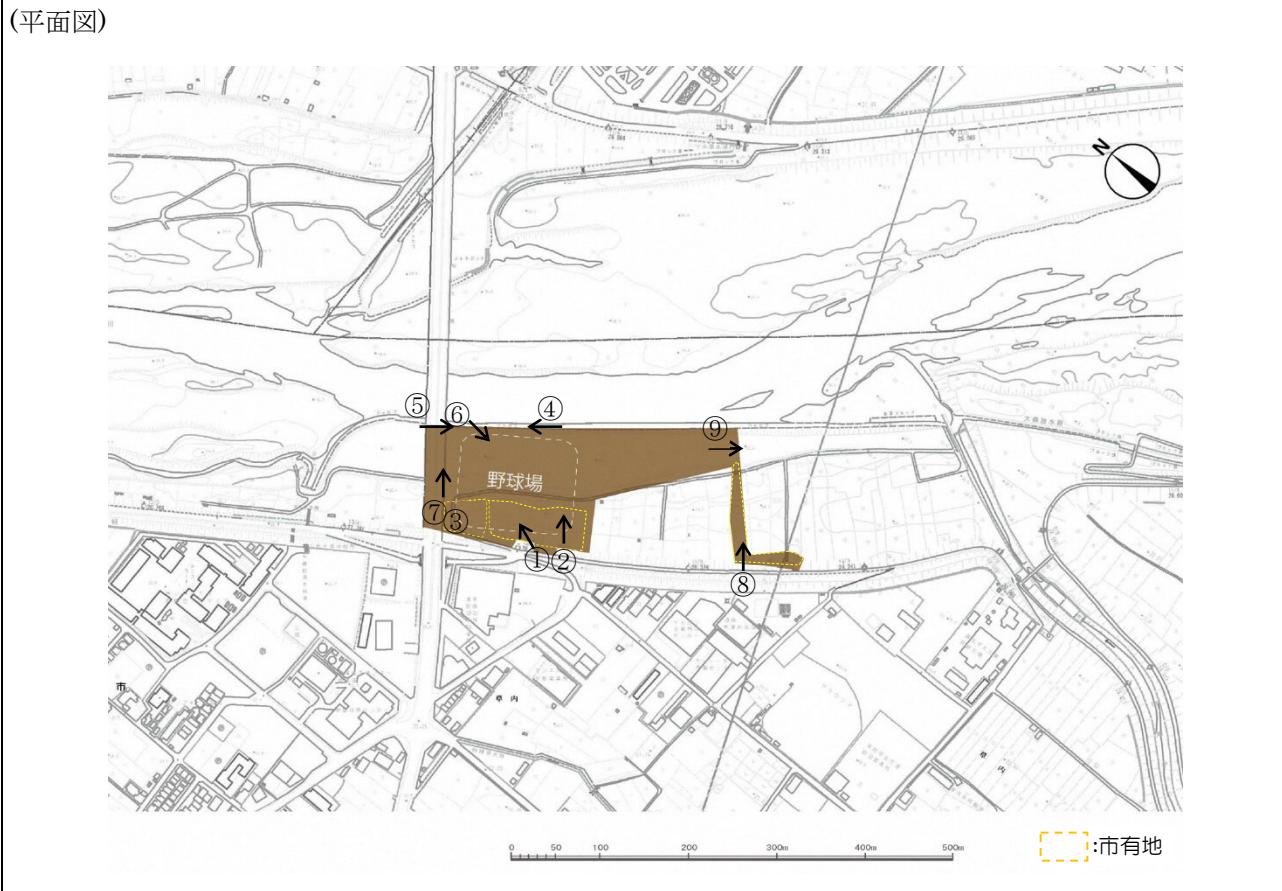
(委員会作成)

ランク : A

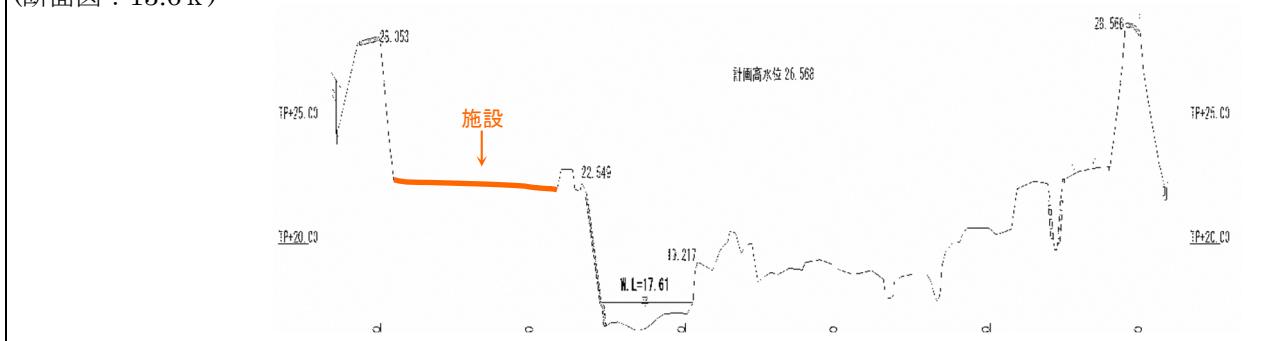
番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(占用者作成)



(断面図 : 13.6 k)



①令和 7 年 8 月 20 日撮影



②令和 7 年 8 月 20 日撮影

ランク : A

番号	32.草内木津川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 13.4k+90m～13.8k+100m
----	--------------	------	----	------	------	----	-------------------------

(占用著作成)



③令和 7 年 8 月 20 日撮影



④令和 7 年 8 月 20 日撮影



⑤令和 7 年 8 月 20 日撮影



⑥令和 7 年 8 月 20 日撮影



⑦令和 7 年 8 月 20 日撮影



⑧令和 7 年 8 月 20 日撮影



⑨令和 7 年 8 月 20 日撮影

【チェックリスト】

△河川保全利用チェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:32草内木津川運動公園)

記入者:京田辺市 建設部 公園緑地課

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等 避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等						○:ある △:検討中 ×:ない	
2								○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか						○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 等						○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代着手の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部署等と連携しているか、 ※連携部署がある場合には、その名称も合わせて記す						○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか						○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか						○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか						○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか						○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等		残すべき絶滅危惧種と駆除すべき特定外来生物が並んでいるのは良くない。セイバンモロコシも木津川での拡大が問題となっている。		環境学習会として、施設利用者による外来植物セイタカワダチソウ、セイバンモロコシの駆除体験を検討している。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか						○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

● 河川保全利用チェックリストの様式(2/2)
● 河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:32草内木津川運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝地を設置等							○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない		
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたごみの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等							○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない		
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等							○:行っている △:検討中 ×:行っていない		
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか							○:行っている △:検討中 ×:行っていない		
16	不許可の工作物は設置されていないか							○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている		
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具箱等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等							○:使用している場合がある △:使用している場合がある ×:使用している		
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などをを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないいか							○:支障はない △:支障がある ×:支障がある		
19	地域住民の迷惑になる利用がなされているいか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等							○:迷惑な利用はない、 △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある		
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか							○:定めている △:検討中 ×:定めていない		
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか							○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない		
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか							○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない		

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 整備構想に新しいゾーニングの概念を入れるなど、具体的な計画を示してもらいたい。
- ✓ 水辺からの距離や冠水頻度、現存する自然環境をもとに、水辺から全体を考えてほしい。
- ✓ 京都府全域、南部地域全体の中での当該占用地の利用状況、今後、永続的に少年野球大会のホームグラウンドとして位置づけられるのか、などのビジョンを示されたい。
- ✓ 訪れた人に対し、川の自然に触れ合おうとする興味のきっかけを与えられると良い。

平成20年(2回目)

- ✓ 利用方針は今後のるべき姿に合致するため更新を可とする(ランクA、期間3年)。
- ✓ 周辺の希少動植物を含む貴重な自然環境を活かし、市民団体、自治体が協働で、自然に親しみ保全していくことができるモデル地区となるよう努力すること。
- ⇒ 希少動植物を含む重要な自然環境をアピールする看板設置について検討する。

平成22年 委員会

- ✓ 占用地への利用の集中度合いを低減する方向で努力されたい。
- ⇒ 利用の集中については、野球場施設のある市内3公園で分散するよう指導していく。

平成25年 委員会

- ✓ 過年度委員会での指摘に対する対応の説明が十分でない。
- ✓ スポーツ利用者に対しても、周辺自然環境に目を向けさせるような対応が必要。

平成26年 委員会

- ✓ チェックリストの対応方針で示されている内容の、具体実施に向けて努力されたい。
- ✓ 利用団体との交流などの場で、環境学習などの啓発活動を進められたい。

平成28年 委員会

- ✓ 利用者に提示する用紙に環境情報や生物紹介を掲載しているのは評価できる。
- ✓ 今後も看板設置や、河川レンジャーとの連携など、啓発活動に努められたい。
- ✓ 少子高齢化、人口減少などの社会情勢を踏まえた施設運営について検討されたい

52

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

- ✓ 過年度の指摘に対し、きちんと対応がなされており、評価できる
- ✓ 野球場の脇の占用地は「多目的広場」などと位置付けて、イベント時利用や防災訓練等に活用されたい。
- ✓ 既に利用申請時にボードを使って啓発されているのは評価できる。委員会資料にも具体的のものを提示されたい。
- ✓ スポーツ団体を集めて行う説明会などの際に、河川保全利用指針を利用して河川の環境情報について紹介されたい。

令和4年 委員会

- ✓ 以前に比べると「ずいぶん進んでいる」と感じた。
- ✓ 残すべき絶滅危惧種と駆除すべき特定外来生物が並んでいるのは良くない。セイバンモロコシも木津川での拡大が問題となっている。
- ⇒ 早急に対応したい。
- ✓ 委員会の指摘に対し、良い方向に対応してもらっている。
- ✓ 多目的広場の活用も努力されている。
- ✓ スポーツだけでなく、環境に配慮した活用もなされていて、先駆的といえる。

53

42. キャンプ場

(笠置町)

記入者：笠置町希望のまち推進課

ランク : A

番号	42 キャンプ場	占用目的	キャンプ場	許可受者	笠置町	場所	左岸 37.2k 付近
----	----------	------	-------	------	-----	----	-------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	<p>【上流側からキャンプ場を望む (R7.8.22撮影)】</p>
			<p>【下流側からキャンプ場を望む (R7.8.22撮影)】</p>
現在の利用形態	・ キャンプ場 (木津川リバーパーク)	都市計画の有無	無し
占用面積	60,800.00 m ²	付帯施設等	占用区域内に附帯施設はない。 (区域外に炊事場・トイレ等有り)
許可の経緯	<当初許可> H12.7.24 <許可期限> R8.5.31	利用者数	令和2年 81,116人 令和3年 60,791人 令和4年 117,012人 令和5年 92,127人 令和6年 84,612人 ※緊急事態宣言発令時にキャンプ場を閉鎖 (閉鎖期間) 令和2年:104日 令和3年:180日 キャンプ場利用時に利用者をカウントし取り纏めている。
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・		
周辺の土地利用の状況	・ 占用地付近の場外地は、上下流とも自然の形態である。		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月1日（当初許可、平成12年7月24日）に笠置キャンプ場は、占用面積60,800 m²を占用の許可を受けている。 木津川リバーパーク構想に基づくキャンプ場として、木津川河川敷を位置付けており、第4次笠置町総合計画では、観光振興施策としてキャンプ場のオープン化に取り組むことにより、いっそうの賑わいの創出と消費拡大による観光振興を図ることとしている。 笠置町過疎地域持続的発展計画では、河川空間を利活用した観光振興の促進、交流人口・定住人口の拡大が位置付けられている。 笠置町地域防災計画では、ヘリコプター発着予定地点として位置づけされている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の甚大な冠水実績としては、最近では令和元年10月12日の台風19号でグラウンド等の表土が流出したため、キャンプサイトや多目的広場として再整備するまでに長い期間と多額の復旧費用を要している。 令和5年度から6年度の期間中においても、木津川増水によりキャンプ場内が一部冠水したため、その都度、キャンプ場利用を一時閉鎖し、復旧作業に取組んでいる。 <p>※復旧に要した期間：60日</p>		

ランク : A

番号	42 キャンプ場	占用目的	キャンプ場	許可受者	笠置町	場所	左岸 37.2k 付近
----	----------	------	-------	------	-----	----	-------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 笠置町の最も大きな集客場所は木津川河川敷であるが、以前はかなり粗放的な利用が多いものとなっていた。また、トイレやセンター機能等が乏しいという問題が見られた中、河川管理者、キャンプ場管理運営者等の協力のもと、設備面の充実が図られ、地域住民や河川を利用する方がキャンプ・カヌー・水遊びなど、安全に河川・水辺に親しむことができる。 近年、キャンプ利用者が自ら清掃活動に取組むなど、自然環境を守り、キャンプ場を大切な憩いの場所として町内の消費拡大、観光振興の促進に繋がっている。 				
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は笠置町希望のまち推進課である。（除草、ゴミの清掃分別処理等の維持管理） 洪水時の対応として、「淀川水系木津川笠置キャンプ場洪水対策規定」を定め、洪水体制の発令基準及び措置等、警戒体制や避難誘導などについて規定している。 車両進入に対する対応は、洪水時、進入道路にバリケードを置き、車の進入を禁止している。 				
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場として利用している。 今後はキャンプ場利用のみならず、生物観察等の自然環境保護に繋がる取組も、積極的に行う。 				
前回審議の意見	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前回審議の意見</th> <th>前回審議意見の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 木津川の河川環境を考えていく場で、キャンプ利用者の高い意識を活用していくとよい。 キャンプ場の鳥獣被害等はどうなっているか？ゴミの処理を適正にしないと野犬、カラス、アライグマなどの被害が起きる可能性がある。 自然環境保護の観点から興味のあるキャンプ場であり、いろいろ情報を共有したい。 キャンプ場利用者に対するルールを示す資料を作成し、委員会にも提示してほしい。 今後は利用実態を把握していく必要がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> キャンプ利用時に清掃活動を行う団体が現れるなど、自然環境保護の意識が高い利用者が年々、増加している。 場内、ゴミ収集所を2ヶ所を設けており、清掃員が、場内設置のゴミ箱を定期的に見回り、ゴミ集積所に運び入れ、場内において動物によるゴミに関するトラブルは皆無である。 キャンプ場管理運営者が積極的にSNS等の発信をすることで、広く情報発信に努める。 笠置町、木津警察署、相楽中部消防署が共同で作成した「利用ルール」を場内に掲出している。 </td></tr> </tbody> </table>	前回審議の意見	前回審議意見の対応	<ul style="list-style-type: none"> 木津川の河川環境を考えていく場で、キャンプ利用者の高い意識を活用していくとよい。 キャンプ場の鳥獣被害等はどうなっているか？ゴミの処理を適正にしないと野犬、カラス、アライグマなどの被害が起きる可能性がある。 自然環境保護の観点から興味のあるキャンプ場であり、いろいろ情報を共有したい。 キャンプ場利用者に対するルールを示す資料を作成し、委員会にも提示してほしい。 今後は利用実態を把握していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ利用時に清掃活動を行う団体が現れるなど、自然環境保護の意識が高い利用者が年々、増加している。 場内、ゴミ収集所を2ヶ所を設けており、清掃員が、場内設置のゴミ箱を定期的に見回り、ゴミ集積所に運び入れ、場内において動物によるゴミに関するトラブルは皆無である。 キャンプ場管理運営者が積極的にSNS等の発信をすることで、広く情報発信に努める。 笠置町、木津警察署、相楽中部消防署が共同で作成した「利用ルール」を場内に掲出している。
前回審議の意見	前回審議意見の対応				
<ul style="list-style-type: none"> 木津川の河川環境を考えていく場で、キャンプ利用者の高い意識を活用していくとよい。 キャンプ場の鳥獣被害等はどうなっているか？ゴミの処理を適正にしないと野犬、カラス、アライグマなどの被害が起きる可能性がある。 自然環境保護の観点から興味のあるキャンプ場であり、いろいろ情報を共有したい。 キャンプ場利用者に対するルールを示す資料を作成し、委員会にも提示してほしい。 今後は利用実態を把握していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ利用時に清掃活動を行う団体が現れるなど、自然環境保護の意識が高い利用者が年々、増加している。 場内、ゴミ収集所を2ヶ所を設けており、清掃員が、場内設置のゴミ箱を定期的に見回り、ゴミ集積所に運び入れ、場内において動物によるゴミに関するトラブルは皆無である。 キャンプ場管理運営者が積極的にSNS等の発信をすることで、広く情報発信に努める。 笠置町、木津警察署、相楽中部消防署が共同で作成した「利用ルール」を場内に掲出している。 				
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 環境を周知する看板を設置。 キャンプ場利用者や地元住民が協働して清掃活動をおこなっている。 キャンプ利用と環境保全をセットにしたイベントを、来冬目途に開催予定。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 				

番号	42 キャンプ場	占用目的	キャンプ場	許可受者	笠置町	場所	左岸 37.2k 付近
----	----------	------	-------	------	-----	----	-------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 占用地内の砂州は一部キャンプ場として利用されている。 占用地のキャンプ場周辺は芝地となっており、下流側はメリケンカルカヤ等の草地となっている。 占用地前面から水際は大規模な砂州となっており、イカルチドリやコハシミヨウなど砂州を好む種が確認されている。上流側には一部ツルヨシが生育する中州上の砂州が存在する。 占用地対岸の水際はモウソウチクを主体とした竹林になっている。また、占用地下流側の河川敷にはネザサが繁茂する。 占用地前面は早瀬に、占用地対岸の一部に淵がみられる。 上流部は白砂川が合流している。 背後地は笠置駅を中心に広がる市街地である。 白砂川の大手橋に、イワツバメの集団繁殖地があるとの情報がある。 重要な種として、魚類ではギギ等、底生動物ではカワニナ等、陸上昆虫類ではキイロサナエ等、小動物ではカヤネズミ等、鳥類ではカワセミ等、植物ではカワヂシャ等が周辺で確認されている。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 占有地は、山付区間がつづく渓谷区間の中で、最も大きな礫河原を有している。占用地及びその周辺の砂州は河原特有の動植物にとって貴重な場所である。 水域は淵と瀬が連続する箇所で、前面の大規模な瀬は魚類にとって重要な環境である。
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離 : 0~50m キャンプ場施設等は一段高い位置に位置するが、占用地はほぼ自然の河原そのものの状態で、ゆるやかに水際まで移行している。
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 1m 冠水実績 : 近年では、令和元年（10月）平成25年（9月）および平成26年（8月）に発生した台風の影響により冠水している。
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 大規模な河原環境が重要と考えられることから、一定の立ち入り制限などを検討する必要がある。特にイカルチドリの繁殖期（3月～7月）には砂州に一定の範囲の立ち入り制限を設けることが望ましい。 前面の木津川はアユ等魚類の重要な生息場所であり、水質の悪化を招くような行為を行わないよう周知することが望ましい。 前面の木津川の瀬は急流で深く危険であることから、親水利用は白砂川の合流附近に限るなどの制限が必要である。 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。 占用施設認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク : A

番号	42 キャンプ場	占用目的	キャンプ場	許可受者	笠置町	場所	左岸 37.2k 付近
----	----------	------	-------	------	-----	----	-------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

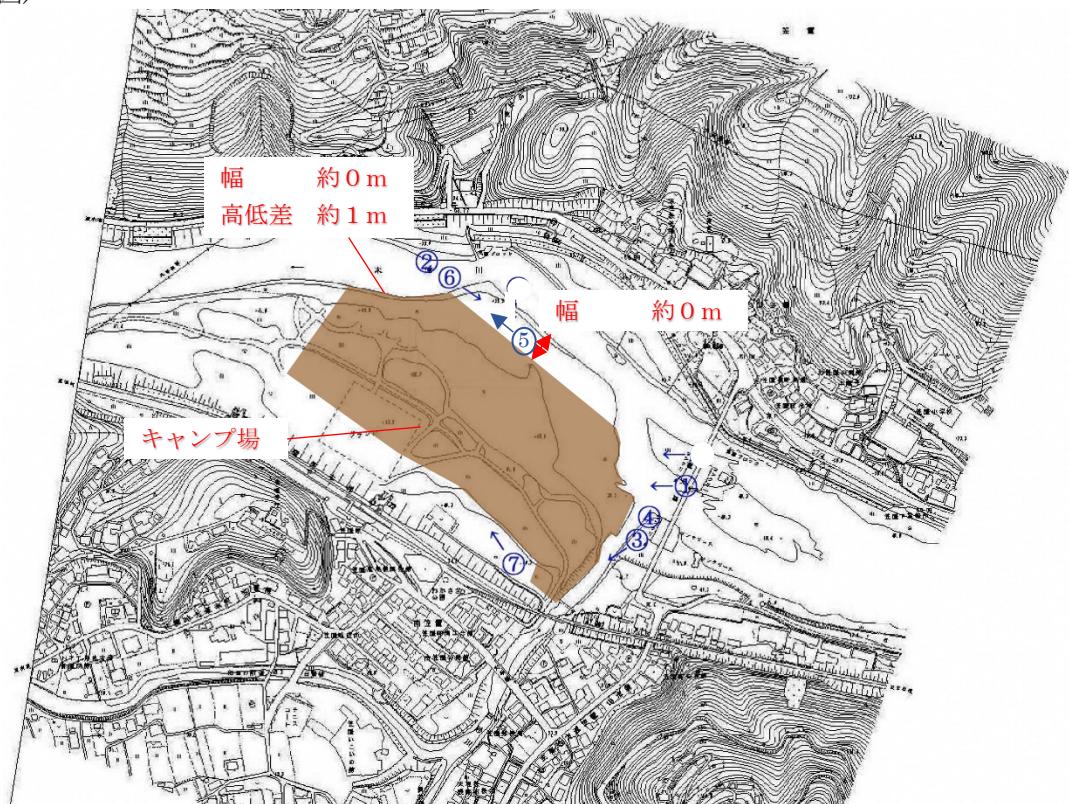
ランク : A

番号	42 キャンプ場	占用目的	キャンプ場	許可受者	笠置町	場所	左岸 37.2k 付近
----	----------	------	-------	------	-----	----	-------------

5. 委員会の審議内容に関する現況写真

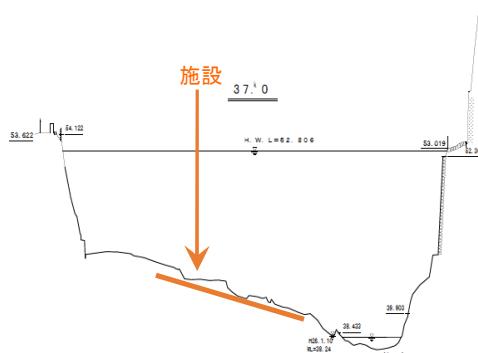
(占用者作成)

(平面図)



(断面図 : 37.0 k)

平成26年1月測量



①施設全景(R7.8.22_撮影)

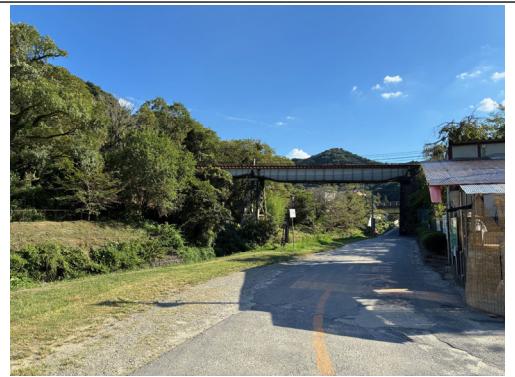


②施設下流側(R7.8.22_撮影)

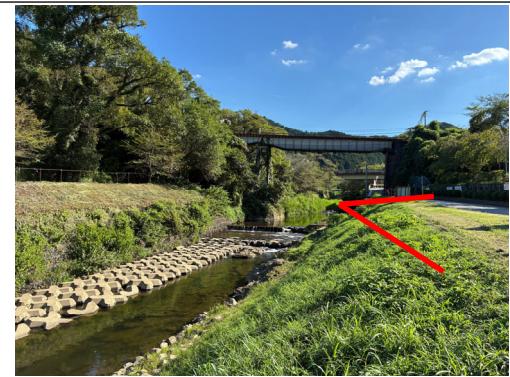
ランク : A

番号	42 キャンプ場	占用目的	キャンプ場	許可受者	笠置町	場所	左岸 37.2k 付近
----	----------	------	-------	------	-----	----	-------------

(占用者作成)



③進入路(R7.8.22_撮影)



④浸水ゾーン水際も状況(R7.8.22_撮影)



⑤水際の状況（下流側）(R7.8.22_撮影)



⑥水際の状況（上流側）(R7.8.22_撮影)



⑦公園ゾーンとキャンプゾーンの境界(R7.8.22_撮影)

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称-42キャンプ場)

記入者：(希望のまち推進課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、継の基本計画等 避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		笠置町総合計画		○:ある △:検討中 ×:ない		○:ある △:検討中 ×:ない	添付1
2				笠置町地域防災計画		○:ある △:検討中 ×:ない		○:ある △:検討中 ×:ない	添付2
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか		計画なし		○:ある △:検討中 ×:ない		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 等		計画なし		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
5	検討体制	占用施設の代着手の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちの関係部署など連携しているか、 ※連携部署がある場合には、その名称も合わせて記す		連携部署なし		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	添付3
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか		合致している人々の自然に対する関心が高まっているため、自然を活かし（クレーンを目的に占用している）		○:公平に利用できる場合がある △:公平に利用できない場合がある ×:特定者が利用		○:公平に利用できる場合がある △:公平に利用できない場合がある ×:合致していない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか		全ての人々が公平に利用可能となっている					
8		利用状況は占用目的に合致しているか		合致している		○:合致している △:合致していない ×:合致していない		○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか		連携している（利用者や地元住民による清掃・啓発活動）		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干渉、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等		笠置キャンプ場LIVE CAMERAS及び、管理運営者による情報発信する事により、訴求力が高くなっている		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・浸漬される区域を把握しているか		把握している		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	添付4

ハシタク案件のチェックリストの様式(2/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:42キャンプ場)

記入者:(希望のまま推進課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時、水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	ゴミ収集は徹底しておらず、良好な景観を保っている。	ゴミの分別収集を徹底し、スタッフによる定期的な見回り、収集に取組みがある。	自然の形態である	ごみ収集は徹底されており、鳥獣被害は発生しておらず、良好な景観を保っている。	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	添付5	
13	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報掲示板による環境配慮への啓発等	占用区域及びその付近の自然環境を行っているか	看板を設置し、環境への配慮を啓発している	看板を設置し、環境への配慮を啓発している	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	添付6	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報掲示板による環境配慮への啓発等	占用区域及びその付近の自然環境を行っているか	環境学習をとおして、利用者や地元住民、任意団体が清掃や保全活動を行っている	環境学習をとおして、利用者や地元住民、任意団体が清掃や保全活動を行っている	設置していない	環境学習をとおして、利用者や地元住民、任意団体が清掃や保全活動を行っている	○:設置されていない △:設置されている ×:設置していない	○:設置されていない △:設置されている ×:設置していない	添付7	
15	不許可の工作物は設置されていないか	不許可の工作物は設置されていないか	不許可の工作物は設置されていない	不許可の工作物は設置されていない	設置していない	不許可の工作物は設置されていない	○:設置されていない △:設置されている ×:設置していない	○:設置されていない △:設置されている ×:設置していない	添付8	
16	適正な利用	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	河川区域外に炊事場、トイレ等の工作物を設置している	設置していない	河川区域外に炊事場、トイレ等の工作物を設置している	○:設置されていない △:設置されている ×:設置していない	○:設置されていない △:設置されている ×:設置していない	添付9	
17	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行つる河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行つる河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか	地域住民の迷惑になる利用がなされているか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされているか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	支障になっていない	迷路のかかる利用は行っていない	○:支障はない △:支障がある ×:支障がない	○:支障はない △:支障がある ×:支障がない	添付10	
18	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	今後は利用実態を把握していく必要がある。	キャンプ場利用者や関係者にN1調査を実施し、利用実態の把握に取組む	定めている	迷路のかかる利用は行っていない	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	添付11	
19	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	利用ルールを定めている	キャンプ場利用者や関係者にN1調査を実施し、利用実態の把握に取組む	定めている	利用ルールを定めている	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	添付12	
20	管理運営・利用のルールは施設利用者及び委員会にも提示してほしい。	管理運営・利用のルールは施設利用者及び委員会にも提示してほしい。	チラシや立て看板等により周知している	笠置町・木津警察署・相楽中部消防署の3者共同により資料を作成し、チラシ掲出やHP掲載により周知している	定めている	チラシや立て看板等により周知している	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	添付13	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	添付13	
22	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	添付13	

【參考資料】

【参考資料 01】チェックリスト写真

【チェックリスト No.1】

【添付 1】

(自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか)

【第4次笠置町総合計画より抜粋】

施策 1.5 観光の振興

現況と課題

アウトドアクリエーションの多様化によって木津川河川敷等の利用も増加しています。こうした状況に応えて、多様なニーズに対応できる観光の展開や広域的な周遊観光の促進を図っていく必要があります。

取り組みの方針

木津川河川敷については、いっそうの賑わいの創出と消費拡大を図るため、関係機関や地域の方と連携を図りながら「河川のオープン化」に取り組みます。

【チエツクリスト No.2】

【添付 2】

(避難場所等の防災上の位置づけはあるか)

第1 発着予定地

ヘリポート発着予定地は、次のとおりとする。

表 ヘリポート発着予定地

名 称	所 在 地	面 積	電 話 番 号
笠置小学校グラウンド	笠置上津 30 番地	2,360m ²	95-2046
木津川笠置大橋下流河原	笠置	7,000m ²	—
笠置町運動公園	笠置町有市岩谷 17 番地	9,480m ²	95-2301

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地籍（昼間）

	a 機種 同時発着数	b 小型機	c 中型各機	d 大型機
1	4 機	30m×120m	50m×150m	75m×200m
2	12 機		150m×150m	150m×300m

注) 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- (1) 関係者以外の立入りを制限する。
- (2) 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し、着陸の態勢に入ったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- (3) 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- (4) 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
(吹流しの基準：長さ2m以上、径60cm以上で赤白で目立つように)
- (5) ヘリポートの標示をする。（Hの印を10~20mの大きさで石灰等で標示）
- (6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- (7) 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材賞等を準備する。
※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

【チエツクリスト No.6】

【添付 3】

(占用目的は「川らしい利用、川でなければならない利用」に合致するか)

【キャンプ】



【カヌー】



【チエツクリスト No.11】

【添付 4】

(占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか)

【令和5年6月の台風2号による木津川増水_笠置キャンプ場 LIVE カメラ画像】



【平常時】



【チエツクリスト No.12】

【添付 5】

(施設整備は河川の生態系の連続性（縦断方向及び横断方向）の確保など自然環境に配慮しているか)



【チエツクリスト No.13】

【添付 6】

(管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか)



【チエツクリスト No.14】

【添付 7】

(施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか)



【チェックリスト No.15】

【添付 8】

(占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか)

事業実施報告書「ロックバランシングに挑戦！」 _商工観光課 小林(R5.8.29)

笠置キャンプ場は昨今のアウトドアブームと相まって、年齢利用者数が右肩上がりに増加しておりますが、「来訪者が楽しむ場」だけでなく、「町民が憩い・楽しむ場=公共空間」と位置付けることが重要と考えます。

この貴重な環境資源を保全し、後世に引継ぐ為にも住民が「川に親しみ」「川のもつ自然環境の大切さを理解し」「自然と共生していく姿勢をもって川を利用するこ」が大切と考えます。

上記背景により、笠置町では、河川空間を活用したさらなる魅力づくり・町の活性化を図るため、笠置町木津川河川空間活用協議会を設立し、令和4年10月～令和5年9月までの間に社会実験に取組み、河川空間のオープン化の適用を目指しています。今回、小学生を対象とした年齢層に「ロックバランシング」を通じて、遊ぶ・学ぶ機会の提供を行い、笠置キャンプ場・木津川に対する意識の醸成に繋げることを目的に事業を実施しましたので、下記の通り報告します。

【事業内容】

1. 実施日時：令和5年8月26日（16:00～18:00）
※「令和5年度 笠置町青少年育成委員会 野外活動」において実施

2. 場所：笠置キャンプ場

3. 参加人数：
・育成委員会関係者（13人）
・保護者（4名）
・子ども（6名）

4. ロックバランシング講師：池西大輔氏
(高野整体院 院長 所在地：京都市左京区)

5. 事業スケジュール
16:00～ 参加者集合
16:00～18:00 ロックバランシング
18:00～19:00 野外炊飯



【活動の様子】



【事業内容】

1. 実施日時：令和5年8月26日（16:00～18:00）
※「令和5年度 笠置町青少年育成委員会 野外活動」において実施
2. 場所：笠置キャンプ場
3. 参加人数：
・育成委員会関係者（13人）
・保護者（4名）
・子ども（6名）
4. ロックバランシング講師：池西大輔氏
(高野整体院 院長 所在地：京都市左京区)
5. 事業スケジュール
16:00～ 参加者集合
16:00～18:00 ロックバランシング
18:00～19:00 野外炊飯

事業実施報告書「笠置町青少年育成委員会野外活動」_商工課光輝 小林(R5.9.6)

笠置キャンプ場は一時のアウトドアブームが沈静化した以降も、笠置町内では最大の集客施設であります。一方、町民利用が少なく「地域の公共施設」とは言えない状況にあります。

河川敷キャンプ場は「キャンプ」を楽しむだけでなく、磐石が多く見られる稀有な場所である等、近隣河川敷と比べると非常に自然豊かで、動物が生息している場所であるとされています。特に、最近では、木津川漁業協同組合の積極的な取組により、「釣り人」も多く来訪されており、総合として、本町を起点に新たに「釣り人」を獲得したいとの意向をもたれています。

今回、漁業組合（石井組合長）から「笠置の子ども達に鮎のつかみ取りを体験させてあげたい」と相談があり、本事業を通じて、学ぶ・遊ぶ機会の提供を行い、笠置キャンプ場・木津川に対する意識の醸成に繋げることを目的に育成委員会活動の中で取組みましたので、報告致します。

【事業内容】

1. 実施日時：令和6年8月24日（16:00～19:00）
※「令和6年度 笠置町青少年育成委員会 野外活動」において実施

2. 場所：笠置いこいの館 町民広場前

※笠置キャンプ場内で実施予定でしたが、天候不順の為、

いこいの館に変更しました。

3. 参加人数：
・育成委員会関係者（10人）

・児童（6名）

・木津川漁業協同組合（3名）

4. 事業スケジュール

16:00～ 参加者集合

16:00～18:00 講座：笠置町内の木津川に生息する魚
体験：鮎のつかみ取り

18:00～19:00 バーベキュー



【活動の様子】



木津川漁業協同組合 事務局（石井さん）による、木津川に生息する魚類の説明、及び、川で遊ぶ際の注意事項、禁止点等の説明。その後、鮎のつかみ取り等、バーベキューを楽しみ、日頃熱ね合うことが少ない、世代間交流が行われました。

【チエツクリスト No.16】

(不許可の工作物は設置されていないか)



【添付 9】

【チエツクリスト No.17】

(占用区域外を使用していないか)

【炊事場】



【トイレ】



【チエツクリスト No.18】

(占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか)



【チエツクリスト No.19】

(地域住民の迷惑になる利用がなされているないか)



【添付 12】

【チエツクリスト No.20,21,22】

【添付 13】

(利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか)





～笠置キャンプ場 ご利用の注意事項～

笠置キャンプ場は、安心・安全なキャンプ場運営と笠置町の歴史・自然環境との共生を過ごせるキャンプ場を目指しています。

ご利用際には以下の注意事項を必ずお守りください。

違反行為が認められた場合、ご利用のお断りをさせていただきます。

お客様全員が気持ちよく快適にご利用いただくためにご協力をお願いいたします。

◆基本マナー

- ・共用施設（炊事場、トイレ、ゴミステーション等）はきれいに使用し、譲り合い下さい
- ・カラオケ、楽器、スピーカー等の大音量でのご使用はおやめ下さい
- ・22時以降はお静かにお過ごしください
- ・喫煙者のマナーとしてタバコのポイ捨ては絶対にお止め下さい

◆直火（焚火）

- ・キャンプ場内は全面直火禁止です。また、キャンプファイヤーも禁止です
- ・大規模の焚火は禁止です
- ・焚火は必ず「焚火台」を使用し、完全燃焼、完全後始末をお願いします
- ・風の強い日は火の粉が近隣のテントに穴を開けたり、周囲の草木に燃え移る可能性がありますので、焚火はおやめ下さい
- ・火災が発生した場合、その責任の一切を失火者に帰すものとします

◆環境保全

- ・ゴミを排出される場合は、必ず分別のご協力ください
- ・ガスボンベは必ずお持ち帰り下さい
- ・使用済みの炭は消火後、消火用ドラム缶、消火箱に捨ててください
- ・場内の樹木、植物などは大切に扱って下さい

◆ペットのルール

- ・他のお客様に恐怖感を与えるような動物はご利用をお断りいたします
- ・排泄物は飼い主が責任を持って処理して下さい
- ・散歩の際には必ずリードを着用し、他のお客様に迷惑がかからないようお願いします

◆注意事項

- ・使用した炭の消火が不十分なため、ゴミ捨て場で火災が発生しております。使用した炭は、金属製バケツなどの水に15分ほど浸けてから、消火用ドラム缶、消火箱に捨ててください。
- ・一酸化炭素中毒による事故が発生しております。換気が不十分な状況での火気の使用は大変危険です。就寝時には確実に消火をお願いいたします
- ・「熱中症に注意！」「水分補給が大切です！」「喉の渇きを感じる前に、こまめに水分補給を行いましょう！」

◆禁止事項

- ・テント内で火気を使用する場合は、テントを閉め切らないこと。スカートが付いていて裾から風が入りしないようなテントは特に注意です
- ・花火は禁止です
- ・発動発電機は利用できません
- ・キャンプ場管理者の許可なく行商、募金、出店の営業行為を行うことを禁じます
- ・ラジコンヘリ、ラジコン飛行機、ドローンの飛行は禁止しています
- ・水難死亡事故が発生しています（水辺へは必ず保護者同伴でお願いします）
- ・お車の移動は最徐行（歩くぐらいのスピード）でお願いします

◆悪天候の場合のご対応

- ・気象庁が笠置町を含むエリアに対し、警報・特別警報レベル以上を発令した場合はキャンプ場のご利用をお断りします
- ・お客様の安全を最優先とし、速やかに避難して下さい
- ・最寄りの笠置町指定避難場所は笠置町産業振興会館（JR笠置駅前）です



きょうと危機管理 WEB



キキクル

◆緊急時の対応

- ・火災や事故などは速やかに消防 119 番に連絡してください
- ・緊急連絡先
 - 119 番 ●110 番 ●京都山城総合医療センター TEL: 0774-72-0235
 - 相楽休日応急診療所 TEL: 0774-73-9988
その他わからない事がございましたらスタッフまでご質問ください(受付時間: 8:00~17:00)
 - 発行: 笠置町 (担当: 希望のまち推進課) TEL: 0743-95-2327
株式会社 一 (かぶしきがいしゃ いち) TEL: 070-2325-0367
相楽中部消防組合消防本部 TEL: 0774-72-2119

【キャンプ場利用ルールチラシ・掲出物】

淀川水系木津川笠置キャンプ場（木津川リバーパーク）管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠置町が河川法（昭和39年法律第167号）第24条の占用許可を受け、キャンプ場（木津川リバーパーク）として一般開放する事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(開放の場所及び施設)

第2条 淀川水系木津川笠置キャンプ場（木津川リバーパーク）（以下「キャンプ場」という。）の場所は、次のとおりとする。

所 在 地 番	面 積
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃43番から	60,800.21m ²
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃41番2地先まで	

2 キャンプ場施設

1. オートキャンプゾーン
2. テントサイトゾーン
3. デイキャンプゾーン
4. ファイヤーストームゾーン
5. 親水ゾーン
6. 公園ゾーン
7. グランドゾーン
8. ブランドゴルフゾーン
9. 駐車場ゾーン
10. アクセス道路とする。

(管理業務)

第3条 キャンプ場の管理業務は、笠置町が行う。

(使用形態)

第4条 キャンプ場の使用形態は自由使用とする。

(使用者の義務等)

第5条 使用者が施設の使用中に怪我等の事故が生じたときは、使用者自らの責任において対処しなければならない。

(清掃協力金)

第6条 キャンプ場の清掃協力金は、笠置町が定める。

(禁止行為)

第7条 キャンプ場を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を破損し、又は汚損すること。
- (2) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告若しくはこれに類するものを表示すること。
- (3) 政治的又は宗教的活動の意図のある行為をすること。
- (4) 他の使用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (5) 許可なく、車両又はこれに類するものを止めておくこと。
- (6) 露天、屋台、行商、興行その他これらに類する営業行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序に反すること。

(損害賠償義務等)

第8条 施設等を破損し、又は汚損した者は、直ちに笠置町に報告した上、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(出水期の対策及び連絡)

第9条 出水期の対策及び連絡に関する事項については、別途「淀川水系木津川笠置キャンプ場（木津川リバーパーク）洪水対策規定」に定める。

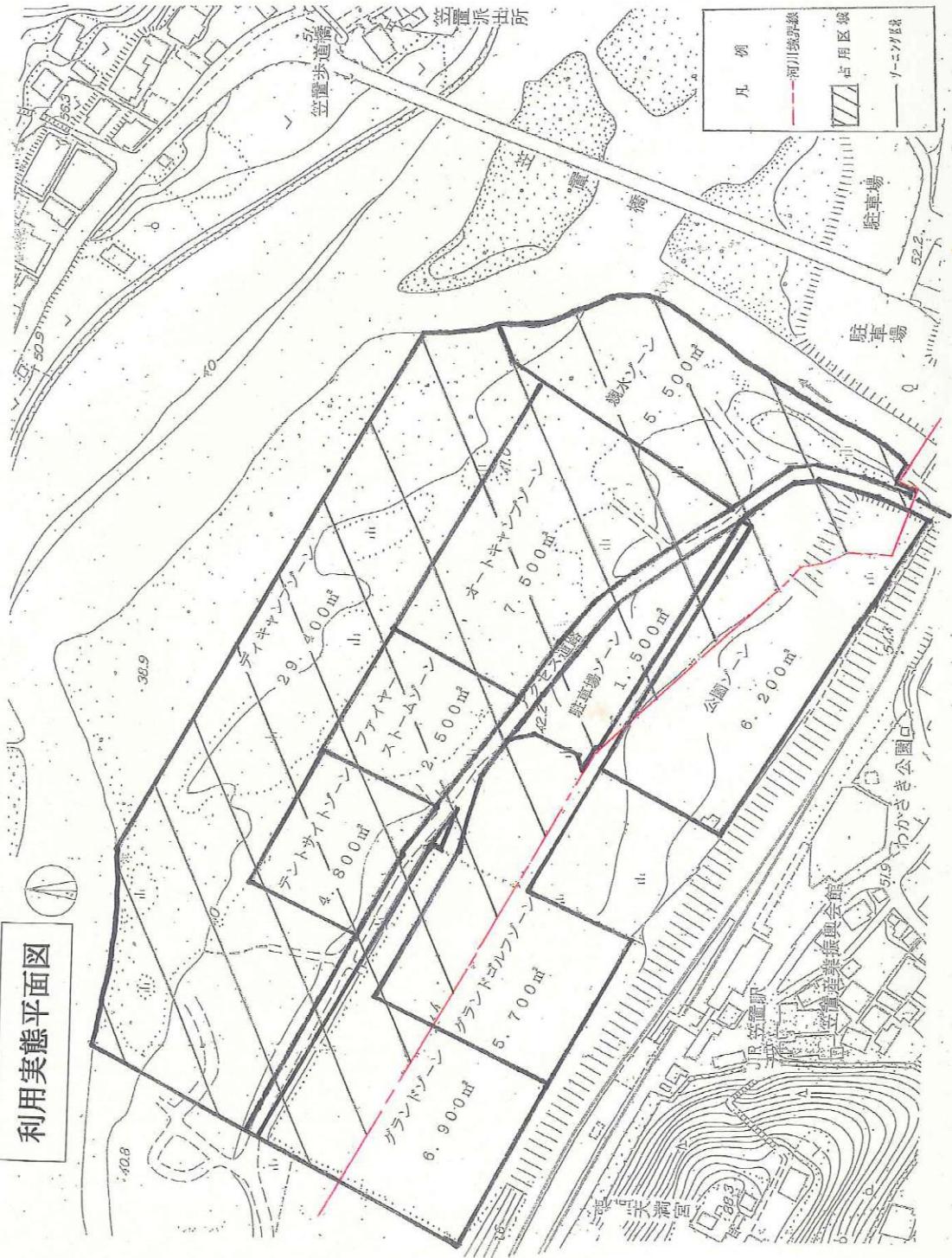
第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

【参考資料 02】利用実態の分かる図

利用実態平面図



【参考資料 03】利用者数の把握方法

利用者数については、
キャンプ場等の入場時に受付員が利用者数を把握し、取り纏めている。

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 自然環境保全上の価値が高く、親水空間としても活用できる、高いポテンシャルを持つ場所であり、自然教育や環境学習の場として広く広報し、活用されたい。
- ⇒ 地元の小・中学校と連携し、自然教育・環境学習の場として活用し、その状況を地元の笠置テレビ等により紹介するなどの広報活動も行っている。
- ⇒ 自然教育・体験学習をはじめ、夏祭り事業の一環として木津川・白砂川を利用した魚のつかみ取りなどを実施し、子供たちが川に親しめるよう努めている。
- ✓ 周辺の自然の豊かさを利用者に積極的に伝えるとともに、外来種に関する意識啓発を行い、場の特性に応じたゾーニングを行うなど、自然環境の保全と活用のモデル地域としたい。
- ✓ 親水機能が高いゆえに水害の危険がある。すでに策定されている「洪水対策規定」を遵守し、今後も安全に対する配慮に努められたい。
- ⇒ 笠置キャンプ場洪水対策規定に基づいて、今後も安全対策に十分留意する。

平成25年 委員会

- ✓ 昨年の出水により土砂流出が生じ形状が大きく変化した。
- ⇒ 台風による増水の影響で洗掘が生じた。現地の自然環境に配慮し、外部からの土砂の搬入は行わず、自然状態としている。
- ✓ 生態系調査の実施を検討されたい。
- ⇒ 河川管理者が調査した結果の提供を受けることとしている。

84

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 河川水辺の国勢調査の結果から見ても、当該地は府内でも有数の生物多様性の高い重要な場といえる。対外的に広く広報し、持続的な活用に努められたい。
- ✓ 河川の河原を利用したキャンプ場であるが、トイレなどの付帯施設は河川区域外に設けられており、河川環境に対する影響は抑えられている。
- ✓ 環境学習にできる場として大いに利用されたい。ただし、過剰利用には注意されたい。

令和元年 委員会

- ✓ 水辺のオープン化に際し、キャパシティを十分に検討し、特に水際部の過剰利用を抑制して持続的な利用が可能となるよう配慮されたい。
- ✓ 当該場所は木津川の中でも非常に貴重な環境が形成されており、河川環境に依存する固有の生物が生息している。町の資源として紹介していくなど工夫をされたい。
- ✓ キャンプ場入り口で、料金の徴収と併せて「利用上の注意」や「当該地区の特徴」などをパンフレットにして配布できるとよい。今後の運営の中で検討されたい。
- ✓ 貴重な動植物に关心を持ってもらえるような、説明プレートなどの設置についても検討されたい。
- ✓ ランクAを継続し、占用期間は3年とする。次回、社会実験の結果等について報告されたい。

85

■過年度審議結果のレビュー

令和4年 委員会

- ✓ 木津川の河川環境を考えていく場で、キャンプ利用者の高い意識を活用していくといい。
- ✓ 新しい河川敷利用を考える良い事例といえる。
- ✓ 占用区域の周辺にも大事な環境があり、ポテンシャルの高い場所であるので期待したい。
- ✓ キャンプ場の鳥獣被害等はどうなっているか？ゴミの処理を適正にしないと野犬、カラス、アライグマなどの被害が起きる可能性がある。
- ✓ 自然環境保護の観点から興味のあるキャンプ場であり、いろいろ情報を共有したい。
- ✓ キャンプ場利用者に対するルールを示す資料を作成し、委員会にも提示してほしい。
- ✓ 今後は利用実態を把握していく必要がある。